

広島中央環境衛生組合の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十日

広島県人事委員会

委員長 加藤 誠

広島県人事委員会規則第十号

広島中央環境衛生組合の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

広島中央環境衛生組合の管理職員等の範囲を定める規則（平成二十一年広島県人事委員会規則第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

	改正後	改正前
事務局長 会計管理者 課長		事務局長 会計管理者 次長 課長 参事（総務課）

附 則

この人事委員会規則は、公布の日から施行する。